

2 貸倒引当金

【改正】（手形交換所等の取引停止処分）

11-2-11 法人の各事業年度終了の日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該事業年度分に係る確定申告書の提出期限（法第 75 条の 2 《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定によりその提出期限が延長されている場合には、その延長された期限とする。以下 11-2-11 において同じ。）までに当該債務者について規則第 25 条の 3 第 1 号《更生手続開始の申立て等に準ずる事由》に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該事業年度において令第 96 条第 1 項第 3 号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規定を適用することができる。

法人の各事業年度終了の日までに支払期日の到来した電子記録債権法第 2 条第 1 項《定義》に規定する電子記録債権につき債務者から支払が行われず、当該事業年度分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について同条第 2 項に規定する電子債権記録機関（規則第 25 条の 3 第 2 号イ及びロに掲げる要件を満たすものに限る。）による取引停止処分が生じた場合についても、同様とする。

【解説】

- 改正前の本通達においては、手形取引の実態に即して、期末までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、確定申告書の提出期限までに手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当期において法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規定を適用することができる旨を明らかにしていた。
- 平成 25 年度の税制改正において、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入事由に、手形交換所による取引停止処分に相当するものとして、次に掲げる要件を満たす電子債権記録機関による取引停止処分が追加された（法規 25 の 3 二）。
 - 金融機関（預金保険法第 2 条第 1 項各号《定義》に掲げる者をいう。）の総数の 100 分の 50 を超える数の金融機関に業務委託をしていること
 - 電子記録債権法第 56 条《電子債権記録機関の業務》に規定する業務規程に、業務委託を受けている金融機関はその取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け（当該金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く。）をすることができない旨の定めがあること
 - 通達発遣日現在、上記イ及びロの要件を満たす電子債権記録機関には、一般社団法人全国銀行協会により設立された株式会社全銀電子債権ネットワークが運営する「でんさいネット」が該当する。
- 上記要件を満たす電子債権記録機関による取引停止処分とは、当該電子債権記録機関の業務規程に基づき、支払期日までに支払が行われなかった（支払不能となった）電子記録債権の債務者について、その支払不能となった電子記録債権の支払期日から起算して 6 か月以内に他の電子記録債権に 2 回目の支払不能が生じた場合に、その債務者につき取引停止処分を課すものであり、手形交換所による取引停止処分と同様のものとなっている。

このような電子記録債権の実態に即して、改正後の本通達後段では、期末までに支払期日の到来した電子記録債権について債務者から支払が行われず、確定申告書の提出期限ま

で電子債権記録機関による取引停止処分が生じた場合には、手形交換所による取引停止処分と同様に、当期において法人税法施行令第96条第1項第3号の規定を適用することができる旨を明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通10-2-13）を行っている。